

平成27年度 環境局事業概要（公害編） 正誤表

ページ	行数	誤	正																																				
P 23	9行目 及び 11行目	<p>PM2.5の測定機器の導入状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般環境大気測定局</th> <th>自動車排出ガス測定局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>高津</td> <td>二子</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>高津、麻生</td> <td>池上、二子、宮前平駅前</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>幸、中原、高津、麻生</td> <td>池上、二子、宮前平駅前、本村橋</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>大師、幸、中原、 高津、宮原、麻生</td> <td>池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>大師、田島、川崎、幸、 中原、高津、宮原、麻生</td> <td>池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋、柿生</td> </tr> </tbody> </table>		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	H22	高津	二子	H23	高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前	H24	幸、中原、高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前、本村橋	H25	大師、幸、中原、 高津、 宮原 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋	H26	大師、田島、川崎、幸、 中原、高津、 宮原 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋、柿生	<p>PM2.5の測定機器の導入状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般環境大気測定局</th> <th>自動車排出ガス測定局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>高津</td> <td>二子</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>高津、麻生</td> <td>池上、二子、宮前平駅前</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>幸、中原、高津、麻生</td> <td>池上、二子、宮前平駅前、本村橋</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>大師、幸、中原、 高津、宮前、麻生</td> <td>池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>大師、田島、川崎、幸、 中原、高津、宮前、麻生</td> <td>池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋、柿生</td> </tr> </tbody> </table>		一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局	H22	高津	二子	H23	高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前	H24	幸、中原、高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前、本村橋	H25	大師、幸、中原、 高津、 宮前 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋	H26	大師、田島、川崎、幸、 中原、高津、 宮前 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋、柿生
	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局																																					
H22	高津	二子																																					
H23	高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前																																					
H24	幸、中原、高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前、本村橋																																					
H25	大師、幸、中原、 高津、 宮原 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋																																					
H26	大師、田島、川崎、幸、 中原、高津、 宮原 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋、柿生																																					
	一般環境大気測定局	自動車排出ガス測定局																																					
H22	高津	二子																																					
H23	高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前																																					
H24	幸、中原、高津、麻生	池上、二子、宮前平駅前、本村橋																																					
H25	大師、幸、中原、 高津、 宮前 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋																																					
H26	大師、田島、川崎、幸、 中原、高津、 宮前 、麻生	池上、日進町、二子、 宮前平駅前、本村橋、柿生																																					
P 23	13行目	<p>(イ) 環境基準の達成状況</p> <p>平成26年度は、一般環境大気測定局（8局）は中原、自動車排出ガス測定局（9局）は日進町の2測定局で達成した。環境基準に適合した日数割合は90.8%～98.1%であった。</p>	<p>(イ) 環境基準の達成状況</p> <p>平成26年度は、一般環境大気測定局（8局）は中原、自動車排出ガス測定局（6局）は日進町の2測定局で達成した。環境基準に適合した日数割合は90.8%～98.1%であった。</p>																																				
P 67	22行目	<p>人の健康の保護に関する健康項目の達成状況（河川）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康項目</th> <th>調査地点数</th> <th>環境基準値</th> <th>（省略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>（省略）</td> <td>0.03以下</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）	トリクロロエチレン	（省略）	0.03以下	（省略）	<p>人の健康の保護に関する健康項目の達成状況（河川）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康項目</th> <th>調査地点数</th> <th>環境基準値</th> <th>（省略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>（省略）</td> <td>0.01以下</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）	トリクロロエチレン	（省略）	0.01以下	（省略）																				
健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）																																				
トリクロロエチレン	（省略）	0.03以下	（省略）																																				
健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）																																				
トリクロロエチレン	（省略）	0.01以下	（省略）																																				
P 75	22行目	<p>人の健康の保護に関する健康項目の達成状況（海域）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康項目</th> <th>調査地点数</th> <th>環境基準値</th> <th>（省略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>（省略）</td> <td>0.03以下</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）	トリクロロエチレン	（省略）	0.03以下	（省略）	<p>人の健康の保護に関する健康項目の達成状況（海域）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健康項目</th> <th>調査地点数</th> <th>環境基準値</th> <th>（省略）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>（省略）</td> <td>0.01以下</td> <td>（省略）</td> </tr> </tbody> </table>	健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）	トリクロロエチレン	（省略）	0.01以下	（省略）																				
健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）																																				
トリクロロエチレン	（省略）	0.03以下	（省略）																																				
健康項目	調査地点数	環境基準値	（省略）																																				
トリクロロエチレン	（省略）	0.01以下	（省略）																																				
P 105	7行目	<p>平成25年度は、前年と対比が可能な有効水準点（283地点）のうち41地点で沈下が見られ、全て2cm未満の沈下であり、最大沈下量は1.05cm（幸区柳町58先）であった。</p>	<p>平成26年度は、前年と対比が可能な有効水準点（283地点）のうち41地点で沈下が見られ、全て2cm未満の沈下であり、最大沈下量は1.05cm（幸区柳町58先）であった。</p>																																				

ページ	行数	誤	正												
P 159	8行目	月別では、4月及び <u>5月</u> が57件（全体の28.1%）で最も多かった。	月別では、4月及び <u>3月</u> が57件（全体の28.1%）で最も多かった。												
P 267	50行目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>川崎に関する事項</th> <th>参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><u>(記載漏れ)</u></td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	川崎に関する事項	参考事項		<u>(記載漏れ)</u>	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>川崎に関する事項</th> <th>参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>12. 4</u></td> <td><u>・川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害賠償を求めて、訴訟を起こす。</u> <u>(第4次)原告100人</u> <u>被告 国、国鉄、首都高速道路公団、</u> <u>民間企業12社</u></td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	川崎に関する事項	参考事項	<u>12. 4</u>	<u>・川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害賠償を求めて、訴訟を起こす。</u> <u>(第4次)原告100人</u> <u>被告 国、国鉄、首都高速道路公団、</u> <u>民間企業12社</u>	(省略)
年月日	川崎に関する事項	参考事項													
	<u>(記載漏れ)</u>	(省略)													
年月日	川崎に関する事項	参考事項													
<u>12. 4</u>	<u>・川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害賠償を求めて、訴訟を起こす。</u> <u>(第4次)原告100人</u> <u>被告 国、国鉄、首都高速道路公団、</u> <u>民間企業12社</u>	(省略)													
P 274	10行目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>川崎に関する事項</th> <th>参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5. 一</u></td> <td>・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解成立</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	川崎に関する事項	参考事項	<u>5. 一</u>	・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解成立	(省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>川崎に関する事項</th> <th>参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>5.20</u></td> <td>・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解成立</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	川崎に関する事項	参考事項	<u>5.20</u>	・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解成立	(省略)
年月日	川崎に関する事項	参考事項													
<u>5. 一</u>	・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解成立	(省略)													
年月日	川崎に関する事項	参考事項													
<u>5.20</u>	・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解成立	(省略)													